

夢・つかみ取れ!

佐藤ゆうこ事務所

TEL 052-931-2255

東区芳野 1-1-10

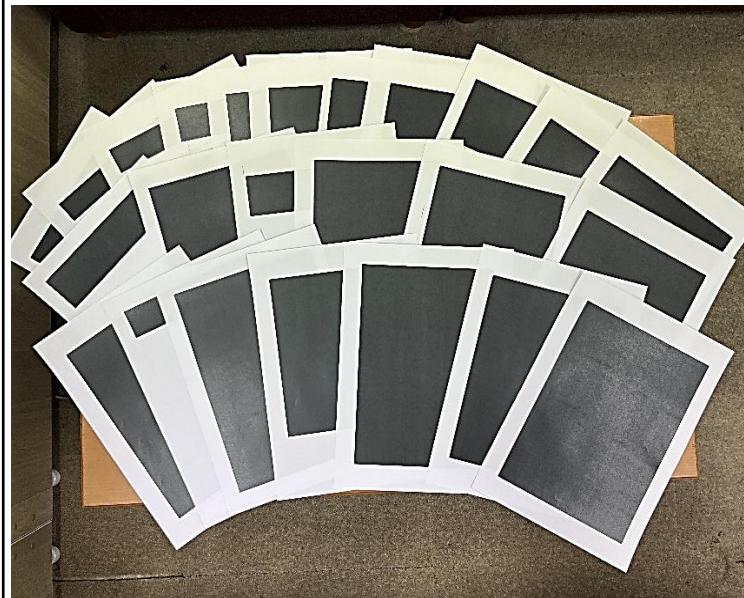
FAX 052-931-7689

「東区役所整備」に疑問を感じ、令和6年6月の本会議から、毎回質問を重ねて、既に1年半が経ちました。私はこれまで一貫して名古屋市に對し「正しい情報を区民に示してほしい。その上で区民の皆さんのが判断した結果を尊重すべき。」と主張をしてきました。

ところが。そんな願いも叶わず、ここにきて「候補地選定が本当に公平・公正だったのか?」と思わせるような大きな疑惑が浮上してきました。思い返せば、突如「現庁舎隣地案」から「移転案」になり…。まさか…。



名古屋市会議員
佐藤ゆうこ



そもそも候補地選定の経緯は正しい?

「東区役所整備」について、候補地の選定に疑問を抱き、市に情報公開請求をしました。

■副市長×財政局 の全てのやり取り

■財政局×全ての局 の全てのやり取り

すると、かつて世間を騒がせた「赤木ファイル」と同じでどちらも見事な黒塗りでした。これでは疑われても仕方ありません。一体、何が隠されているのでしょうか?? 不透明な部分を明らかにする為の開示請求でしたが、真っ黒な資料によって逆に不透明さを増しました。皆さんはどう思いますか?

ご意見・ご要望等は
右記までお願いします



yuko19630106@yahoo.co.jp
(FAX) 052-931-7689
(電話) 052-931-2255
←ウェブサイト QRコード



もともとの候補地であった現庁舎隣地の建中寺さんが、市長に要望書を提出

—要望書が手渡された経緯—

- 名古屋市と建中寺は平成29年4月～令和4年6月までの約5年間、前向きな交渉が続けられた。
- ところが、令和4年4月(校舎案の申し出も同4月)、これまでの状況が一変し、名古屋市から厳しい条件が突き付けられた。
- 厳しい条件に対し、建中寺は市に要望を申し入れたが、全て却下された。
- 区民の皆さんには申し訳ないと思いつつも、建中寺は断らざるを得なくなった。
- その後は、東区役所整備を見守っていたが、1年ほど前から、建中寺への風評被害が高まり、このままでは建中寺に関わる責任役員までに影響が及ぶと思い、申し入れを検討。
- 令和7年11月、「東区役所整備に関する建中寺への風評被害について、名古屋市として過去の経緯も含めて透明性を確保の上、説明責任を果たすとともにその解消に努めること」との要望書を市長に提出。

—令和4年4月に示された名古屋市からの条件—

- ① 85年間は賃料の更新不可。
- ② 賃料の査定となる「土地の鑑定評価」は市のみが行い、建中寺側の鑑定評価は採用しない。
- ③ 市は債務不履行になるおそれがない為、保証金は支払わない。(他の事例では、支払っている。)
- ④ 原状回復義務(更地での返還)を契約条項に入れない。(他の事例では、条項に入れている。)

—交渉決裂—

賃料は20年毎の見直しを要望したが却下をされた為、これ以上の交渉は難しいと判断。断りに際し、市の職員から「他に手を挙げている所がある。」と言われ、市から引き留められることも、一切なかった。

—建中寺の思い—

他の定期借地と同じような条件提示や協議をして下さっていたら、85年間、市にお借り頂きたかった。今後、区民が現地建替を希望されるのであれば、今の借地期間が満了した約19年後に、適切かつ真摯な協議や条件を前提に土地の貸与の意向がある。

計画より多少、時間を要するものの、角地まで広がる現地新築の可能性が浮上